

2-2-5 犯罪被害者支援に関する活動

第5節 犯罪被害者支援に関する活動

犯罪被害者支援に関する活動も弁護士の重要な職務である。

2004年に制定された「犯罪被害者等基本法」には、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と規定されており、犯罪被害者は、加害者に対して弁償（損害賠償）を求める権利や、加害者とされた者に対する刑事事件に参加するなどの形で関わって意見を述べる権利など、さまざまな権利や利益が法律によって認められている。

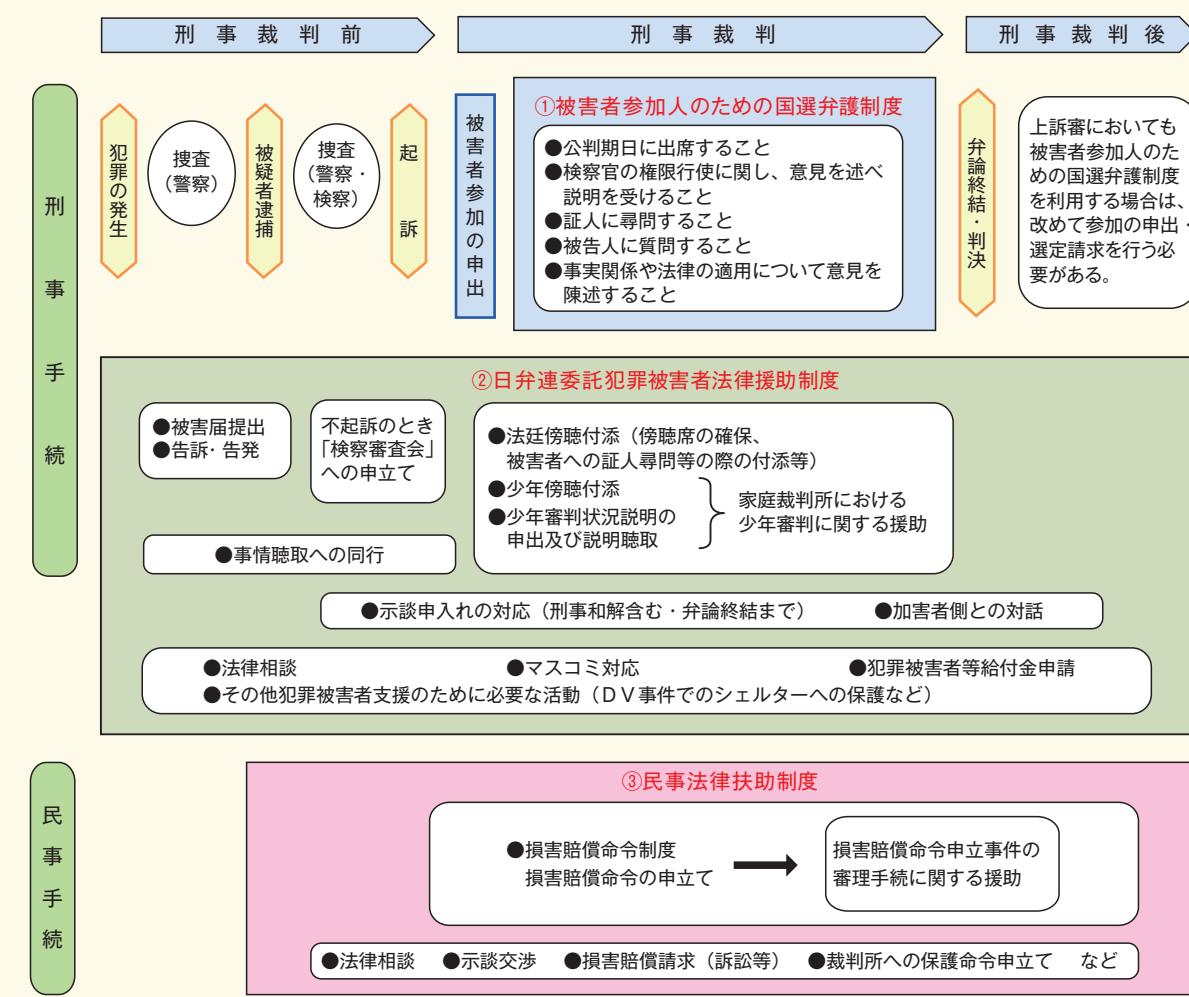
また、2008年12月には、一定の犯罪の被害者等が刑事裁判に参加できる「被害者参加制度」とともに、「国選被害者参加弁護士制度（一定の要件の下で、被害者参加について援助を行う弁護士の報酬及び費用を国が負担する制度）」が導入された。

弁護士が行っている犯罪被害者支援の主な活動内容は、次のとおりである。①手続に関する説明 ②告訴状作成 ③事情聴取等の付添 ④加害者との示談交渉の代理 ⑤マスコミ対応 ⑥損害賠償請求 ⑦被害者参加弁護士としての活動（加害者とされた者に対する刑事裁判の手続に犯罪被害者が参加する際、被害者参加弁護士として活動する）。

これらの犯罪被害者支援に関する活動においては、弁護士費用などについての立替えや援助の制度が設けられている。

以下は、犯罪被害者のための各援助制度について時系列にまとめたものである。

資料2-2-5-1 犯罪被害者のための各援助制度の概要



【注】日本司法支援センター『法テラス白書』をもとに日弁連が作成したもの。